平成２１年（フ）第５４号
静岡県掛川市大坂394番地の１　レオパレスルミナスガーデン108
債務者　工藤　　悟
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月８日午前10時30分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第１０６２号
岡山市南区福富東２丁目23番12号
債務者　河合　進也
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５２７号
横浜市港南区野庭町670番地　野庭住宅２棟105号
債務者　吉田　一雄
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５９７号
横浜市神奈川区神奈川本町21番地８
債務者　木下　良幸
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４５号
和歌山県那智勝浦町大字朝日２丁目119番地
債務者　松本　直美
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月16日午後１時30分
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第２２８号
沖縄県中頭郡北谷町字砂辺415番地４
債務者　大湾まゆみ
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４号
沖縄県うるま市字西原560番地　丸屋アパート２－Ａ
債務者　島袋　祥子（旧姓村濱）
１　決定年月日時　平成22年１月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第１５９５号
東京都調布市入間町２丁目20番地66
債務者　闢口　　満
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１６１６号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート30―204
債務者　坂井　英美
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２３０号
静岡県富士宮市舞々木町847番地　エンジェルウィング103号、前住所青森県弘前市大字高崎１丁目４番地９
債務者　北村　　大
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月11日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第３９７号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1312番地１　ＮＳマンション403、旧住所長崎県西彼杵郡時津町西時津郷1000番地47　モンシャトー時津205
債務者　中島　理恵
１　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第６６２号
青森県むつ市大畑町上野96番地145
債務者　田中亜由美
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８６号
青森県むつ市大畑町筒万坂50―５、住民票上の住所青森県むつ市大曲一丁目４番51号
債務者　坂本　浩二
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６９０号
青森市小柳５丁目17番23号　市営住宅小柳第２団地３－１
債務者　小鹿　正子
１　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月25日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９４号
東京都あきる野市菅生1453番地ほたるの郷
債務者　池田　侯子
１　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月19日まで
５　免責審尋期日　平成22年３月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部